

令和8年度第1回長野県政府調達苦情検討委員会 次第

日時 令和8年9月9日（水）

14時20分～14時40分

場所 長野県庁議会増築棟 第一特別会議室

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 委員長の選任等

5 政府調達苦情検討委員会の概要

6 その他

7 閉会

資料一覧表

資料 1-1 長野県政府調達苦情検討委員会の概要 (1 P)

資料 1-2 政府調達に関する苦情の処理手続の流れ (2 P)

参考資料

資料 2 長野県等が行う政府調達に関する苦情の処理手続 (3 P)

資料 3-1 長野県政府調達苦情検討委員会運営要領 (11 P)

資料 3-2 政府調達苦情検討委員会議事録公開基準 (12 P)

資料 4 長野県政府調達苦情検討委員会組織運営要綱 (13 P)

資料 5 長野県政府調達苦情検討委員会運営に当たっての留意事項 (15 P)

資料 6 長野県附属機関条例（抜粋） (16 P)

長野県政府調達苦情検討委員会 第5期委員

(任期3年 令和8年9月1日から令和11年8月31日まで)

(敬称略、五十音順)

氏 名	経歴・役職等	出欠
あいざわ ひさこ 相澤 久子	公認会計士	○
あきば よしえ 秋葉 芳江	長野県立大学 大学院ソーシャル・イノベーション研究科 教授 グローバルマネジメント学部 教授	○ (WEB)
いわかた ひろみつ 岩片 弘充	職業訓練法人 長野地域職業訓練協会 専務理事 元 長野市都市整備部長	○
おかだ かずえ 岡田 和枝	弁護士	○
くりた しょう 栗田 晶	信州大学 経法学部 教授	
ささき もと 佐々木 基	一般財団法人 建設経済研究所 会長 元 内閣府地方創生推進事務局長、国土交通審議官	○

長野県政府調達苦情検討委員会の概要

1 委員会の目的

政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となる調達契約（以下、「政府調達」という。）に対する苦情申立てについて、委員会で調査・審議のうえ報告等を行い、調達手続の一層の透明性及び公平性を確保する。

2 政府調達の内容

契 約 の 種 類		基準額(予定価格) R8. 4. 1～R10. 3. 31
物品等		4,000 万円以上
特定 役務	建設工事	30 億 2,000 万円以上
	建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	3 億円以上
	その他のサービス(建築物の清掃サービス等)	4,000 万円以上

3 政府調達の状況

令和 7 年 (R7. 1. 1～R7. 12. 31 契約)

【上段:件数 下段:金額(千円)】

機 関	物品等		特定役務						合 計
			建設工事		建築のための サービス等		その他のサービス		
	一般競争入札	随意契約	一般競争入札	随意契約	一般競争入札	随意契約	一般競争入札	随意契約	
県	54 7, 132, 094	5 3, 762, 173	1 4, 284, 500	—	—	1 334, 400	12 3, 792, 939	12 1, 891, 493	85 21, 197, 599
地方独立 行政法人	6 1, 624, 154	1 79, 200	—	—	—	—	4 194, 934	—	11 1, 898, 288

4 対象となる苦情申立て

苦情申立てができる者	苦情申立ての理由
供給者 (物品等又は特定役務の提供を行った者及び 行うことが可能であった者)	政府調達に関する協定その他の国際約束に違反 する形で調達が行われたと判断する場合

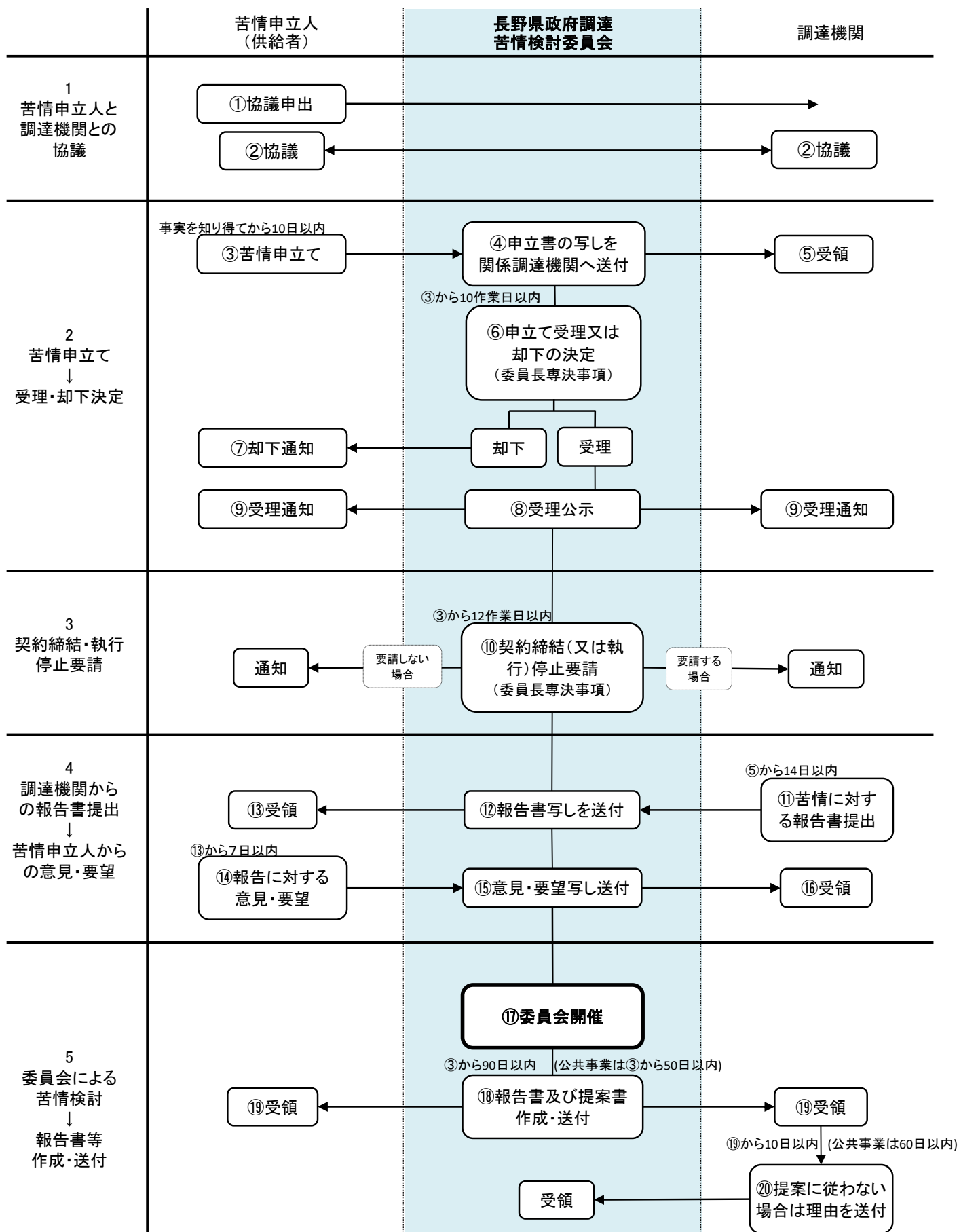
5 苦情の処理手続の流れ

資料 1-2 「政府調達に関する苦情の処理手続の流れ」 参照

6 苦情申立ての受付状況 (H8～R8. 8)

苦情申立て	うち申立て受理	うち申立て認容
0 件	—	—

【政府調達に関する苦情の処理手続の流れ】



長野県等が行う政府調達に関する苦情の処理手続

平成 8 年 5 月 9 日公告

(全部改正 平成 28 年 3 月 31 日公告)

(最終改正 令和 3 年 3 月 8 日公告)

1 長野県政府調達苦情検討委員会

- (1) 長野県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。
- (2) 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。

2 用語の定義

- (1) この処理手続において、「供給者」とは、調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。
- (2) この処理手続において、「提供を行うことが可能であった者」とは、調達手続への参加に関心を有し又は有していた者で、次に掲げる者を含む。

ア 入札に参加した者（提供を行った者を除く。）

- (ア) 一般競争入札に参加した者
- (イ) 指名競争入札に参加した者
- (ウ) 随意契約手続に何らかの対応をした者

イ 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者

- (ア) 調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者
- (イ) 調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者
- (ウ) 入札参加資格手続において参加を認められなかった者

ウ 入札手続（随意契約を含む。）に間接的に参加する者

- (3) この処理手続において、「調達機関」とは、产品及びサービス又は公共事業等の調達を行う機関であって、県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人とする。
- (4) この処理手続において、「調達機関の長」とは、次に掲げる機関の区分に応じ、それぞれ次に定める者とする。ただし、ア又はイに掲げる機関においては、財務規則等に基づき、それぞれア又はイに定める者よりその所掌に係る支出負担行為に関する事務権限が委任されている場合には、委任を受けている者を調達機関の長とみなす。

ア 県の機関（長野県企業局を除く。） 知事

イ 長野県企業局 公営企業管理者

ウ 地方独立行政法人 理事長

- (5) この処理手続において、「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産

方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

3 苦情の申立て

供給者は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条に規定する 2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。

4 調達機関との協議

- (1) 供給者が、協定等の違反があると考えた場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。
- (2) 供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあっては、当該調達機関は、当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。
- (3) 協議は、供給者、調達機関のいずれからでも、書面による通知をもって打ち切ることができる。
- (4) (3)に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。

5 期間

- (1) 本処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。
- (2) 本処理手続において、作業日とは、県の休日（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日をいう。以下同じ。）でない日をいう。
- (3) 本処理手続において、期間の初日は算入しない。
- (4) 本処理手続において、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間はその翌日に満する。

6 参加者

- (1) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つすべての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。
- (2) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。
- (3) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望するものは、7 の(7)に定める公示後 5 日以内に参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって参加の意思を委員会に通知しなければならない。当該供給者であって通知を行った者（以下「参加者」という。）は、本処理手続の適用を受ける。

- (4) 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し、参加者の氏名並びに参加の趣旨及び理由を通知しなければならない。
- (5) (3)による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。
- (6) (5)による取下げは、書面をもって行わなければならない。
- (7) 委員会は、(5)による取下げがあった場合には、苦情申立人及び関係調達機関に対し遅滞なく、書面をもってその旨を通知しなければならない。

7 苦情の検討の手続

- (1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。なお、苦情申立ての書類が郵送により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなす。

また、関係調達機関又は長野県政府調達苦情検討委員会が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、所定の苦情申立て期間に申し立てられたものとみなす。

- (2) 委員会は、苦情の申立てのあった後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。
- (3) 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。
- (4) 委員会は、申立て後 10 作業日以内に苦情について検討し、次のいずれかに該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。ただし、申立て後 10 作業日以内に却下の判断が困難な場合は、個別事情に応じ例外的措置として申立て後 10 作業日を超えて却下することができる。
 - ア 遅れて申立てが行われた場合
 - イ 協定等と無関係な場合
 - ウ 軽微な、又は無意味な場合
 - エ 供給者からの申立てでない場合
 - オ その他委員会による検討が適当でない場合
- (5) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨申し出ることができる。
- (6) 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理することができる。
- (7) 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦

情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、次に該当する方法により公示を行う。

ア 公示方法

- (ア) 県報
- (イ) 県の掲示板
- (ウ) 長野県行政情報センター
- (エ) 県のホームページ

イ 公示事項

- (ア) 苦情の受付番号
- (イ) 苦情申立人（匿名も可）
- (ウ) 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名
- (エ) 苦情の概要
- (オ) 苦情処理手続への参加を希望するものが委員会へ通知しなければならない期日

(8) 契約締結又は契約執行の停止

ア 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後 12 作業日以内に速やかに文書で行う。

イ 委員会は、原則として、契約締結後 10 日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。

ウ 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。

エ 関係調達機関は委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。

オ エの場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

カ オの通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

(9) 検討

ア 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。

イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる恐れのある

ある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

ウ 委員会は、説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる恐れのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

エ 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、本処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。

オ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果をとりまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べるができる。

カ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。なお、弁護士以外の者を代理人とすることにつき承認を求める場合には、その者の氏名、職業、その者と苦情申立人、参加者又は関係調達機関との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。この場合の書面には、代理人の権限を証明する下記クの書面を添付しなければならない。

キ カの承認は、いつでも取り消すことができる。

ク 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。なお、弁護士である代理人の権限を証する書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

ケ 代理人が二人以上あるときは、各人が本人を代理する。

コ 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。なお、補佐人の出席の承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

サ コの承認は、いつでも取り消すことができる。

シ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当ではないと判断する場合は、この限りでない。

ス 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の

秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。

ソ 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

タ 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見を持つ技術者等から意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者（当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者）であってはならない。

(10) (1)による苦情申立てはいつでも取り下げることができる。なお、取下げは、書面をもって行わなければならない。

(11) 委員会は、前記(10)による取下げがあった場合には、参加者及び関係調達機関に対し、遅滞なく、書面をもってその旨を通知しなければならない。

(12) 関係調達機関の報告書

ア 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し以下の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

(ア) 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書

(イ) 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文

(ウ) 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

イ 委員会は、アに定める報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与えるものとし、当該意見又は要望を受領した場合は、直ちにその写しを関係調達機関に送付する。なお、委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

ウ 委員会は、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他当該者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しない。

8 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（公共事業に係る苦情申立てについては50日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定等の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

(2) 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は

二以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

ア 新たに調達手続を行う。

イ 調達条件は変えず、再度調達を行う。

ウ 調達を再審査する。

エ 他の供給者を契約締結者とする。

オ 契約を破棄する。

(3) 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性及び関係調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

(4) 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。

(5) 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付する。

(6) 関係調達機関は、原則として、関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後 10 日以内（公共事業に係る苦情申立てについては 60 日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。

(7) 委員会は、検討の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる。

(8) 委員会は、申立てられた苦情を検討する際に、当該苦情に係る調達に関して、法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報する。

(9) (1) 及び(2) の規定による、報告書及び提案書の公表方法は、委員会が別に定める。

9 迅速処理

(1) 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。

(2) 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決定の結果及びその理由を通知する。

(3) 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

ア 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後 6 作業日以内に、7 の(12) に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後 5 日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直

ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

イ 委員会は、苦情が申し立てられた後 45 日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申し立てについては 25 日以内）に、検討の結果の報告書及び提案書を文書で作成する。

10 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、次の各号に該当する項目について、四半期毎に公表する。ただし、知事が必要と認める場合には、これ以外の時期にも公表することができる。

- (1) 苦情の受付番号
- (2) 苦情申立日
- (3) 苦情申立人（匿名も可）
- (4) 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名
- (5) 苦情の概要
- (6) 苦情処理状況の概要
- (7) その他必要な事項

11 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から 3 年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあっては 5 年間）、当該調達に係る文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）を保存しなければならない。

12 適用

- (1) 協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額によるものとする。
- (2) 本処理手続は、平成 28 年 4 月 1 日以降に申し立てられた苦情について適用する。

長野県政府調達苦情検討委員会運営要領

(平成 8 年 5 月 9 日)

(最終改正 平成 28 年 6 月 13 日)

長野県政府調達苦情検討委員会の運営に関して次のとおり定める。

1 委員長

- (1) 委員長は、会務を総理する。
- (2) 委員長は、議長として、委員会の議事を運営する。
- (3) 委員長は、委員の互選により定める。
- (4) 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

2 委員

委員は、委員会における検討に参加する。

3 委員会の開催

- (1) 委員長は、委員会を招集する。
- (2) 委員長は、委員会を招集しようとするときは、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ないときは、この限りではない。

4 会議の議決

- (1) 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- (2) 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 議事録

- (1) 委員会においては、議事録を作成する。
- (2) 議事録の公開については、別に定める。

6 委員長の専決事項

- (1) 委員長は、委員会が決することとされている事項のうち、次に掲げるものについては、委員会の議決を経ずに決することができる。

ア 苦情申立ての受理及び却下

イ 関係調達機関に対する契約締結又は契約執行の停止の要請

ウ 苦情申立人及び関係調達機関の傍聴の不許可

エ 証人の出席の許可

オ 委員会の公開

カ 公聴会の開催

キ 技術者等からの意見の聴取

ク 迅速処理の手続きの適用

- (2) 委員長は、前項の専決をしたときは、当該専決の内容を直ちに他の委員に通知する。

7 雑則

この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

政府調達苦情検討委員会議事録公開基準

議事録の公開基準

議事録は、原則として会議を一般に公開した場合は公開、非公開とした場合は非公開とする。ただし、会議を一般に公開した場合で、次のような事項を取扱い、議事録の公開には支障がある場合は、議事録の全部又は一部について非公開とする。

- 1 調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他の当該者が提出した商業上の秘密情報
(根拠)
「長野県が行う政府調達に関する苦情の処理手続（以下「処理手続」という。）」
7 (12) ウ
- 2 その他委員会が、公開することは適当でないとした事項

長野県政府調達苦情検討委員会組織運営要綱

(令和 2 年 3 月 12 日 元契検第 138 号)

(趣旨)

第 1 この要綱は、長野県附属機関条例（令和 2 年長野県条例第 3 号）（以下「条例」という。）第 2 条により設置している長野県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(担当事務)

第 2 条例第 2 条において、委員会の担任する事務として掲げる「政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となる調達契約に対する苦情に関する事項の調査審議に関すること」とは、県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条に規定する 2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に関係する供給者の苦情について、長野県等が行う政府調達に関する苦情の処理手続（平成 28 年 3 月 31 日付け公告）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うことをいう。

(身分保障)

第 3 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(守秘義務)

第 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(招集方法)

第5 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

(議事録)

第6 委員会の議事については、議事録を作成する。

(専門委員)

第7 委員会に、条例第8条の規定により、専門の事項を調査審議する必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者の中から知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第8 委員会に、条例第9条の規定により、幹事を置く。

2 幹事は、会計局契約・検査課の職員が担当する。

3 幹事は、委員会の担当事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

長野県政府調達苦情検討委員会運営に当たっての留意事項

1 会議の公開

- (1) 会議の公開とは、長野県が行う政府調達に関する苦情の処理手続（平成 28 年 3 月 31 日付け公告。以下「処理手続」という。） 7 (9)セ等の規定により一般に会議を公開して行うことをいう。
- (2) 会議の公開にあたっては、会議を公開した場合は、その議事録についても公開されることについて、当事者にあらかじめ了解を得るものとする。
- (3) 会議を公開するにあたっては、傍聴等における留意事項を示すものとする。
- (4) 会議で以下の事項を取扱う場合は、会議を非公開とする。

ア 調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他の当該者が提出した商業上の秘密情報を取扱う場合。ただし、当事者が処理手続 7 (9)セの規定により、意見若しくは報告の陳述を公開で行うことを求めた場合は除く。

イ 処理手続 7 (9) ウに規定する判断をするため、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせ、その内容を取扱う場合

ウ 処理手続 7 (12) アに規定する関係調達機関の報告書の内容について取扱う場合。ただし、その内容について、処理手続 7 (9)セの規定により、関係調達機関が、自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うことを求めた場合は除く。

エ その他委員会が、公開することは適当でないとした場合

2 議事録の公開

議事録を公開する場合は、審議会の設置及び運営に関する指針第 5 (4)に基づき、県のホームページへの掲載により公開する。

3 報告書及び提案書の公表方法

処理手続 8 の (9)に規定する、処理手続 8 (1)に基づき委員会が作成する報告書及び 8 (2)に基づき作成する提案書の公表については、処理手続 10 による苦情の受付及び処理の状況の公表とともに県のホームページへの掲載により公表する。

長野県附属機関条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担当事務）

第2条 執行機関の附属機関として、別表の第1欄に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の第2欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他臨時又は緊急に生じた行政課題への対処に当たり技術的及び専門的事項に関し審議、調査等を行う必要がある場合には、当該執行機関の定めるところにより、1年を超えない範囲内の期間に限り、附属機関を置くことができる。この場合において、当該附属機関に関し必要な事項は、この条例の規定に準じて、執行機関の規則で定める。

（組織）

第3条 附属機関は、別表の第3欄に掲げる者のうちから執行機関が任命する委員により構成し、同表の第4欄に掲げる人数で組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、別表の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第5条 附属機関に会長又は委員長（以下この条及び次条第1項において「会長等」という。）を置き、委員が互選する。この場合において、長野県職業能力開発審議会、長野県労働問題審議会及び長野県都市計画審議会にあっては、学識経験者である委員のうちから選挙する。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 会長等に事故があるときは、あらかじめ会長等が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長等が招集し、会長等が議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる附属機関は、同表の右欄に掲げる人数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

左欄	右欄
(略)	

4 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず、長野県土地利用審査会の議事のうち、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第12条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認にあっては、委員総数の過半数で決する。

(部会)

第7条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(専門委員)

第8条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員(次条において「専門委員等」という。)を置くことができる。

(幹事)

第9条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、幹事その他の委員及び専門委員等を補佐する職を置くことができる。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関を設置した執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2～6 (略)

附 則 (令和3年3月25日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 (略)

附 則 (令和5年12月25日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (令和8年3月23日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

(別表) (第2条、第3条、第4条関係)

1 知事の附属機関

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
(略)				
長野県政府 調達苦情検 討委員会	政府調達に関する協 定その他の国際約束 の対象となる調達契 約に対する苦情に関 する事項の調査審議 に関すること。	学識経験者	6人以内	3年

2 教育委員会の附属機関 (略)